

君津市君津南地区民生委員児童委員協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、君津市君津南地区民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、君津市社会福祉協議会内におく。

(目 的)

第3条 協議会は民生児童委員法24条に定める任務の遂行と円滑な運営及び委員相互の親睦を図ることを目的とする。

(構 成)

第4条 協議会は君津市君津南地区民生委員児童委員及び主任児童委員（以下「委員」という）をもって構成する。

(役員及び任期)

第5条 協議会に次の役員をおき、役員会を構成する。

会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名

2 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員を生じたときは補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選任する。

2 会計は、会長が協議会の同意を得てこれを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会の会務をとりまとめ、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、協議会に報告する。

4 会計は、会長の指示により、協議会の会計を司る。

(部 会)

第8条 協議会に部会をおくことができる。部会に関する事項は別に定める。

(会 議)

第9条 会議は毎月1回開催する。ただし必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 会議は原則として全員出席するものとする。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第10条 協議会の会計年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

2 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってこれにあてる。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更しようとするときは、会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成17年1月12日から施行する。

2 平成22年12月1日一部改正